

## 第74回国民体育大会下妻市競技会場管理運営要項

### 1 目的

この要項は、本市で開催する、第74回国民体育大会及びリハーサル大会における会場秩序の保持と円滑な運営を図るため、会場に入場し、又は入場しようとするすべての者（以下「入場者等」という。）が遵守すべき事項を定める。

### 2 定義

この要項において、「会場」とは、第74回国民体育大会下妻市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が使用する競技会場並びに練習会場の施設（休憩所、通路、駐車場等の関連施設を含む。）及び敷地をいう。

### 3 業務の処理

この要項に基づく権限に属する業務の処理は、実行委員会が行う。

### 4 持込禁止物

会場には次に掲げる物を持ち込んで서는ならない。ただし、実行委員会が特に認めたときはこの限りではない。

- (1) 銃器類
- (2) 刀剣類、包丁、ナイフ類その他鋭利な物
- (3) 毒物、劇物その他有害物質
- (4) 発炎筒、爆竹、火薬その他可燃性の危険物
- (5) 棒、ハンマー、鉄パイプ、チェーン、レーザーポインターその他凶器等として使用されるおそれのある物
- (6) 競技会の運営に支障を及ぼすおそれのある看板、横断幕、旗、プラカード等
- (7) 塗料類（ペンキ類）
- (8) スケートボード、ローラースケートその他これらに類する遊具
- (9) 無線通信器（携帯電話、PHS等の携帯端末を除く。）
- (10) 酒類（土産品を除く。）
- (11) ドライアイス
- (12) 動物類（盲導犬、聴導犬及び介助犬を除く。）
- (13) 投てき等により危害を与えるおそれのある物
- (14) 通行に支障を及ぼすおそれのある大型又は大量の荷物
- (15) その他競技会の運営若しくは進行を妨げ、又は妨げるおそれのある物

## 5 禁止事項

会場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、実行委員会が特に認めたときはこの限りではない。

- (1) 立入りを制限又は禁止された区域に正当な理由なく立入ること。
- (2) 競技場、観客席等へ物を投げ入れ、又は発射すること。
- (3) 施設、器物、装置等を汚損若しくは破損し、又はみだりに操作を行うこと。
- (4) 入場者等を脅迫、威圧、侮辱、若しくは挑発し、又は入場者等の通行の妨害となる行為をすること。
- (5) 面会を強要し、又は会場内において居座ること。
- (6) 抗議集会、デモ等会場の秩序を乱すおそれのある行為をすること。
- (7) 所定の場所以外で、喫煙又はゴミその他の汚物を廃棄すること。
- (8) 飲酒すること。また、アルコール、薬物その他の物質により酩酊した状態で入場し、又は入場しようとする事。
- (9) 所定の場所以外へ車両若しくは自転車を乗り入れ、又は所定の場所以外に駐車若しくは駐輪すること。
- (10) 電熱器、ガスコンロその他これらに類する火気を使用すること。
- (11) テント、小屋掛けその他これらに類する工作物を設けること。
- (12) 許可なく商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
- (13) 文書、図画、印刷物その他の物を配布又は掲出すること。
- (14) 宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会又は喧騒にあたる行為をすること。
- (15) 設備等に施された錠、封印、テープ等を損壊、開封、改変すること。
- (16) 会場内でのフラッシュ撮影及び禁止した区域で撮影すること。
- (17) 競技中の携帯電話、PHS等の携帯端末を利用した通話及びマナーモード等の競技に影響を及ぼさない設定以外で携帯端末を使用すること。
- (18) 無人飛行機（ドローン、カメラ搭載型マルチコプター、ラジコン等）を使用すること。
- (19) その他会場秩序の保持と円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

## 6 遵守事項

会場へ入場する者は、次の事項を遵守しなければならない。ただし、実行委員会が特に認めたときはこの限りではない。

- (1) IDカード、身分証明書等の提示を求められたときは、これに応ずること。
- (2) 手荷物、所持品等の検査を求められたときは、これに応ずること。
- (3) 実行委員会の指示、案内、誘導等に従い行動すること。
- (4) 指定された場所において観覧し、実行委員会から席の移動を求められたときは、これに従うこと。

## 7 入場の制限等

- (1) 実行委員会は、この要項の規定に違反した者、あるいは実行委員会の指示に従わない者に対し、会場への入場を拒否し、又は退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。
- (2) 実行委員会は、会場や観客スタンドに入場しようとする人数が定員に達すると判断した場合及び競技会の安全な運営のために必要と認められる場合には、入場制限等を実施することができる。

## 8 その他

この要項に定めるもののほか、競技会場の管理運営に関して必要な事項は、別に定める。

## 付則

この要項は平成30年4月23日から施行する。